



事務所だより 5月号

西田成希税理士事務所

薫風の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

もうゴールデンウィークですね。皆さんはどのように過ごされますか？私は家で過ごします。と言ってもものんびりとはいかないような…。先日、弟が水槽セットを2セットくれました。この水槽、なかなかのモノで、私が高校生の時に持っていた水槽とは大違い！ガラス自体がとてもクリア、照明も蛍光灯ではなくLEDなので水槽の中がはっきり見えるんです。本当にきれいです。



弟に内緒でエビを購入。でも5匹中3匹お亡くなりになりました(T_T)。

こんな水槽をもらったなら凝り性が顔を出してしまいます(^;)。一緒にもらった石や流木でレイアウト。魚にも凝りたいところですが、今ある水槽の管理を見て弟曰く「そんなやり方してたら殺魚犯やで」だそうです。有名なネオンテトラでさえとてもデリケートらしく『ペットショップで購入、ハイ水槽に投入』なんてやるとダメージ甚大だそうです(ずっと、このやり方でした(>_<))。だから私の飼いたい魚や水草は「まだ無理！」とダメ出しです(T_T)。

そんな弟に管理方法を教えてもらおうと、水替えは1週間に1回3分の1程度、ライトの点灯時間もしっかり管理(8時間が標準。それ以上点けると苔の発生のもと)。水質の保持には水槽内や濾過装置内にバクテリアが必要なので、バクテリアが発生する環境を整える(自分の体内バクテリアの環境も整えられないのに…(^;))、とか言うではないですか！水替えの1週間に1回は理解できましたが、照明は朝起きて寝るとき消せばいいと思っていたし、バクテリアとかの話になると『生物学』の世界です(高校の時の選択は化学です)。

でも、きちんと管理をしていると苔も生えず水が輝いてくるそうです(照明自体の性能がいいんじゃないの？という気もしないでもないですが…)。考えてみると、今までの水槽はすぐに苔が生えていたし、水草の元気もなかったの、管理の仕方が悪かったのでしょうか(^;)。

こちらは今までの水槽。レイアウトを変えてライトももらったものに。見違えました。写真がうまく取れずにすみません。難しい…。

もらった水槽。枠もないし、透明感が抜群！！



現状の水槽の写真をアップします。見ていると本当に癒されます。なかなかいいものです(仕事ができない…)。ゴールデンウィーク中、しっかり管理して、もっと輝く水槽にしたいと思います。

では、事務所だより5月号をお送りします。やっと花粉症の季節も終わりです。4月20日前後はとても暑くてマスクが鬱陶しかったので、これで楽になります。

☆ お知らせ (2018年5月の税務)

期限	項目
5月10日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月15日	特別農業所得者の承認申請
5月31日	個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
	3月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	9月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) <消費税・地方消費税>
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
	自動車税の納付
	鉦区税の納付

☆ 成人年齢引き下げで変わる税制

成人年齢を20歳から18歳に引き下げることを柱とする民法改正案が閣議決定されました。2018年度の与党税制改正大綱の「検討事項」には税制についても「民法に合わせて要件を18歳に引き下げることを基本」とすると記載されており、20歳を境界線にしている税制が見直される可能性は高いとみられます。

20 歳を境界線にしている税制には相続税の「未成年者の税額控除」があります。財産の取得時に 20 歳未満の人は相続税額から一定額を控除できるというもので、控除額は満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円。17 歳 5 カ月の人なら 20 歳になるまでの期間を「3 年」(1 年未満の期間は切り上げ) で計算し、控除額は 30 万円となります。仮に民法改正に合わせて税制が「満 18 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円」と変更されたとすると、控除額は 10 万円にまで下がることになります。

ただし、未成年者控除制度における未成年の定義を「20 歳未満の者の税額控除」などに変更し、控除額をこれまでと同様とする可能性もあります。実際、例えば飲酒年齢を規定する「未成年者飲酒禁止法」は、法律名を「二十歳未満の者の飲酒禁止に関する法律」に改め、民法改正後も 20 歳未満の飲酒を禁止とする予定とのことです。

贈与時の税負担を減らす「相続時精算課税制度」も見直しの対象です。親や祖父母から贈与を受けても 2500 万円まで贈与税は無税となる同税制は、現行では 20 歳以上の子どもが利用できるものですが、今後は 18 歳から利用することが可能となるかもしれません。

証券投資にかかる税金を非課税にする「NISA」にも影響が出ます。これまでは 20 歳以上の人が利用できるのは NISA、20 歳未満はジュニア NISA とされてきましたが、今後は 18 歳が境界線になると見られています。

なお、成人年齢の引き下げを盛り込んだ改正民法は 2022 年 4 月 1 日に施行されます。

☆ ハズレ馬券を経費にする 3 条件

国税庁は 3 月上旬、競馬のハズレ馬券の税務上の取り扱いに関する通達の改正案を公表しました。昨年 12 月に最高裁が下した馬券の所得区分に関する判決を受けたもので、原則的に「一時所得」に当たる馬券の払戻金が、どれだけ恒常的かつ網羅的な購入であれば「雑所得」に当たるのかの境界線が読み取れるものとなっています。

馬券の払戻金が「一時所得」に当たるか「雑所得」に当たるかが問題となっているのは、それぞれで経費として認められる範囲が大きく変わってくるからです。一時所得であれば、収入に直接要した金額のみが経費と認められるため、収入に直接結び付いていないハズレ馬券の購入費用は経費に当たりません。一方、雑所得では経費の範囲が大きく広がり、「その他業務上の費用の額」にハズレ馬券の購入費用が含まれます。

国税庁の示した改正案では、自動購入ソフトを利用するか、「予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小の組み合わせにより定めた購入パターン」に従って、「年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入」し、「回収率が(中略)100%を超えるように馬券を購入し続

けてきた」という条件に限って、馬券の払戻金を「雑所得」と認めるとしています。

具体的なポイントは 3 つで、①個々のレースを予想するのではなく一定のパターンに従っていること、②ほぼ全てのレースで馬券を購入すること、③年間を通じて確実に利益を上げていること——となっています。最高裁の判決でも、継続性や、個々のレースに着目しない網羅性などが雑所得として認められるための重要項目として挙げられていたことから、それらを踏まえた改正案と言えます。

☆ 司法取引制度が 6 月スタート

政府は 3 月中旬、日本版「司法取引」制度の開始時期を今年 6 月 1 日とする政令を閣議決定しました。また司法取引の対象となる犯罪に、脱税に関する罪が新たに加えられました。日本版司法取引は、第三者の犯罪への関与を供述する見返りに、自分の罪が軽くなるというもの。犯罪捜査の強力な一手となることが期待されますが、一方でえん罪のリスクをはらむことにもなります。

司法取引とは、自身や他者の犯した罪について認めたり詳細を供述したりすることを条件として、罪を軽くする仕組み。米国では、自身の罪を認める代わりに罪を軽くするタイプの取り引きも導入されていますが、こちらは日本版では取り入れず、あくまで他者の犯罪についての情報提供を材料とする取り引きのみにとどめます。容疑者や被告が共犯者らの犯罪について供述すれば、検察官が起訴を見送ったり、求刑を軽くしたりするというものです。

閣議決定された政令では、これまで取り引きの対象に想定していた刑法の贈収賄、組織犯罪処罰法で定める組織的犯罪に加えて、新たに経済関係の罪が加えられました。そのなかには「租税に関する法律の罪」として、脱税が含まれています。今後は会社ぐるみの脱税事件などで逮捕された経理担当者が「脱税は社長の指示だった」と供述し、社長が起訴される一方で本人は起訴を免れるといったケースも起こり得そうです。

司法取引の導入で懸念されるのが、虚偽供述などによるえん罪の増加です。この点について、日本版制度では取り引きの合意に至るまでの協議では必ず弁護士が立ち会い、弁護士の合意も必要となります。取り引きが成立すれば書面が作成され、情報を提供された当事者の裁判では、当事者と裁判官に書面が開示されるそうです。もっともこれでえん罪の懸念を完璧に払しょくできるわけではなく、実際の運用には慎重さが求められることになりそうです。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488